

原発事故による農畜産物に対する被害への早急な対策を求める意見書

原発事故に端を発した東北・関東地方における農畜産物への被害は、放射性セシウムを含む稲わらの流通先及びその稲わらを給与された肉牛が全国へ出荷されたことにより、その甚大さと深刻度が一気に高まるに至っている。

とりわけ、肉牛については、風評被害により価格下落の長期化が予測され、畜産農家のみならず関係業者にとっては死活問題になりかねない事態を招いている。また、今後、生産・出荷される米や野菜など農産物全体への影響も懸念されるところである。一般消費者においても、食の安全に大きな不安を抱いており、また、学校給食の現場にも大きな影響を及ぼすなど、農畜産物をめぐる危機は国民の身近に迫っており、国家的な規模となっている状況にある。

政府においては、国による汚染牛肉の買い上げや、全頭検査地域の拡大、あるいは簡易検査の容認など、汚染・流通範囲の拡大に伴う応急的な措置を打ち出しているものの、後追いの対策の感が否めない。

よって政府は、さらに事態を重く受け止めつつ、国民の不安を一日も早く払拭するため、また、被害農家や関連産業を救済・支援するため、下記事項について万全な対策を講ずるよう求める。

記

- 1、肉牛については風評被害を防止し、安全性を担保する対応として全頭検査を実施すること。
- 2、被害農家及び関連産業に対する早急な補償を実施すること。
- 3、一般消費者に対しては、食の安全・安心を回復するため、正確な情報を提供するとともに、検査体制の確立により安全な農畜産物の流通に努めること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成23年9月21日

奈良県広陵町議会